

## 社会福祉法人春献美会 いすみ保育園 令和4年度事業計画

### (1) 施設の基本情報について

定員：(単位：人) ※今年度については弾力化により、1歳児16名、2歳児18名

	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
人数	120	12	15	17	20	28	28

法人設立：平成19年8月20日

受入年齢：生後57日目（産明け）から就学前まで

開所時間：7:00～20:00（18:00～20:00は延長保育）

建物構造：鉄筋コンクリート造3階建て

園庭面積：412.69m<sup>2</sup>

不審者侵入防止：

- ・緊急放送システムの導入
- ・指紋認証によるシステム化
- ・園舎の設計を防犯に適したものにするように配慮する
- ・警察との連携や警備会社との契約
- ・関係機関からの不審者情報の収集
- ・防犯カメラの設置

### (2) 保育理念・保育目標について

#### 〈保育理念〉

◇子どもが最も大切にされ、健やかに育つために家庭への支援を行います。

◇園と家庭が一体となって、最善の保育を目指します。

#### 〈保育方針〉

◇一人ひとりを大切にし、自分に自信が持てる子どもを育てます。

◇さまざまな体験を通して、人との関わりを豊かに持ち、自ら考え行動する力を育てます。

#### 〈保育目標〉

◇基本的な生活の仕方を身につけ、心身ともに健康な子どもを育てます。

◇全身を使って意欲的に遊べる子どもを育てます。

◇自分や友だちを大切にし、思いやりのある子どもを育てます。

◇感じたこと、思ったこと、想像したことのびのびと表現できる子どもを育てます。

### (3) 保育内容について

#### 【各年齢の保育の特徴と配慮】

##### ・0歳児クラス

育児休暇の取得が大分確立し、産休明けからの受け入れは少ないが、乳児期に最も大切な「人への信頼を作る基礎の時期」として、職員の担当制を取り入れている。一人の職員が3人くらいの乳児を担当し、食事や眠る場面では必ず担当者がつき、家庭のお母さん、お父さんのように安心できる存在を担うように努めている。この結果、乳児は担当者を後追いする位、信頼関係は強くなる。1年間の成長発達は著しいため、歩行が完成しない時期はベビーカーで近隣を散歩し、外気浴や日光浴を兼ね、また、五感を刺激する意味で風や木の葉、暖かい、涼しいなどが感じられるように言葉を掛けたり、歩行が完成すると園庭に出て歩いたりする。また、職員の動きや声の大きさにも配慮している。乳児の生活が安定して落ち着いたものであるために、むやみに動き回らない、声掛けもその子の傍に行き、穏やかさを心がけている。

##### ・1歳児クラス

人間関係基礎づくりとして、一人の担当保育士は5人ほどの乳児に主に食事の場面で関わる。また、言葉の獲得が盛んな時期であるが、自分の意思をうまく相手に表現できないため、他のお子さんを噛みついたり、引っ掻いたりということが度々発生する。発達の特質をよく考え、環境の整備を十分にする。

##### ・2歳児クラス

人間関係の構築では、一人の保育士に6人の子どもを担当し、1歳同様に食事の場面で対応している。また、2歳児はおむつを外す時期であるために、その子の排泄機能の発達をみながら進め、春から夏の軽い時期を一応の目途にしている。ごっこ遊びの盛んな時期で適切なおもちゃを用意し、大人と一緒に簡単なごっこ遊びを楽しむ。また、語彙の獲得が盛んなこの時期に自分の意思や欲求を言葉で表現することの楽しさを十分に堪能できるように応答的な関わりを大切にする。

##### ・3歳児クラス

3歳クラスになると保育室だけではなく、ホールでの活動や園庭遊び、散歩など活動範囲が広くなる。全体での「朝のお集まり」や鉄棒、雲梯での遊びも活発化し、基本的な運動機能が伸びてくる。食事、排泄、衣類の着脱などほぼ自立できるようになるため、ある程度見守る保育も必要となる。自我がよりはっきりして、友だちとの関わりも多くなるが遊びとしてはまだ、並行遊びである。保育士が丁寧に仲立ちをしながら人間関係を構築するようにする。

##### ・4歳児クラス

「泊江子どもの家」からの転園児が多く、4月当初は在園時も新入園児も不安と緊張を覚えながらの園生活であることを踏まえ、一人ひとりの子どもの対応を丁寧にしながら焦らず、集団としてのクラスづくりをしていくことが大切である。しかし、新入園児も集団生活の経験があるため、2週間ほどで馴染んでくる。4歳児は友だち関係を作っていく中で、意志のぶつかり合いも多いが、葛藤や我慢を通して、仲間とのつながりも強くなる。少しずつ自分の気持ちを抑え、相手を思いやる気持ちが芽生える時期であることに留意することが大切である。体の動きが巧みになるこの時期、活動的な遊びを多く取り入れ、心の発散をするように配慮する。

#### ・5歳児クラス

年長児として対外的な活動が福祉絵本「あいとぴあ」によって展開される。泊江独自の「水辺の楽校」による自然体験や川体験は保育参観とタイアップして、保護者の参加も呼びかけている。幼保小連携として、近隣の小学校の運動会の見学など交流をしている。近隣の保育園の交流としてはドッヂボール大会などもある。保育園でのお兄さん、お姉さんとして他のクラスのリーダー的存在として活躍する場面を多く設定している。

#### 《延長保育》

昨今の社会情勢を踏まえ、保護者の就労時間、通勤時間を勘案すると共に子どもの発達保障を考慮した保育に努める。延長保育登録人数の増減に対応できるように正職員とパート職員複数体制で構成し、延長保育時児の増減にフレキシブルに対応する。

#### 《統合保育》

障がい児保育は統合保育をすることにより自然に理解を深めていく、偏見や差別のない人としての権利を認め合うノーマライゼーションに繋がる大事なことであり、積極的に取り組みに努める。

### （4）保育の質向上について

社会状況の変化とともに、子どもたちの健やかな育ちを支えることが社会全体の大きな課題となっている中、平成27年4月から「子ども子育て支援新制度」が導入された。保育所に対する社会的ニーズはますます多様化し、保育所の役割は3つの面から考えられている。1、子どもの最善の利益を考慮すること。2、養護と教育を一体的に行うこと。3、入所する子どもの保護者への支援と、地域の子育て家庭への支援を行うこと。以上のことからも時代の変化と社会的ニーズに適応できる人権的意識及び福祉意識の高い、個性豊かで、活力に満ちた福祉の担い手である人材の育成こそ急務となる。自発的、自主的に行う学習や研修などの自己啓発を基本とし、職員の資質の向上を図るため、年間研修計画に基づき職員研修を実施している。職員の自己評価を参考に、園長、主任でどの職員に何を学んで欲しいかを考えた上、外部研修には積極的に参加をし、職場内で交流を図りつつ、お互いに学び合い、高め合う機会としている。

#### 〈研修の柱〉

- ・日常業務を通じて実務能力の向上を目指し、職場内における専門会議に積極的に参加をし、意見を出し、対話し、知識や技術の習得と問題解決能力を高める一方、職場リーダー指導者の育成をする。
- ・人権問題及び市場原理等が問われる研修は、積極的に外部研修を取り入れ参加し、資質の向上を図る。
- ・福祉全般が大きく変化する中で、職員自身が自分の意思で学習する意欲を持ち、研究活動、研修参加に取り組めるよう協力援助及び助言体制を充実させる。

### 〈求められる職員像〉

- ・倫理的、人権感覚の豊かな職員
- ・市場原理、市民（利用者）感覚に優れた職員
- ・専門性を活かし、地域福祉の担い手となる職員

### (5) 月別保育予定日数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計 293日
25	23	26	26	25	24	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	
25	24	24	23	22	26	

### (6) 実施併設事業について

#### 地域子育て支援事業

##### ★一時保育事業

対象児童月齢：生後 57 日目から就学前

定 員：5名

##### ★園庭開放

年間、15 回程度近隣の親子が遊び空間を提供している

##### ★親子保育体験

保護者に同年齢の子どもたちの生活を知る機会としてもらう。年間 6 回を予定

##### ★妊娠さんの育児見学

妊娠の方に乳児の生活や世話の仕方を知ってもらい、育児に役立てる機会にしてもらう

年 6 回を予定

##### ★保育園での育児相談

育児に関する悩みを持つ保護者の相談を受ける。年 6 回を予定

### (7) 健康・衛生管理について

園児は生活時間の大半を保育園で過ごしており、子どもたちの健康と衛生管理は生命保持と健やかな成長は重要な課題である。保護者や職員間、園医との連携を密に取ながら実施する。より専門性からの日常対応のため、専門職の看護師を常勤職員として雇用する。

#### ① 健康診断・歯科健診

- ・入園前健診については、園長や看護師、栄養士、保育士による面接を行い心身の発育、家庭環境などを把握し、集団生活で支障がないかをチェックする。

- ・全園児健診及び、乳児健診においては、健康維持のため園医による定期健康診断を実施し、この結果は「せいちょうのきろく」に記録し、保護者へ伝えると共に配慮が必要な場合は個別に対応する。
- ・園での生活に慣れやすいように環境整備をする。
- ・歯科検診は年2回実施、視力検査については看護師が3~5歳児を対象に行う。

## ② 日常の健康観察

- ・健康観察は園児が登園した時から始まり、降園するまで、遊んでいる時、食事中、午睡時、排便や排尿など一日中の生活が対象となる。子どもの機嫌なども含めて、帰る時に保護者にその様子を伝える。
  - \*子どもの状態把握のため、受け入れ時に保護者から子どもの状態の報告を受ける。
  - \*保育士による視診（熱・顔色・肌の調子・機嫌・目ヤニ・充血など）
  - \*看護師による、巡回視診
  - \*発育や発達状態の把握のため、身長、体重を毎月測定し、バランスのとれた発育にはい配慮する。
  - \*子どもたちの健康状態は、保健日誌、保育日誌、生活記録表に記録する。
  - \*乳幼児突然死症候群防止のため、SIDSマニュアルにより午睡チェック表（0歳5分、1・2歳10分、3歳以上30分）を活用する。
  - \*感染症が流行した場合、その都度予防策等を保健室前で掲示する。また、罹患数、病名も開示する。
  - \*長時間保育は園児の体調を十分に考慮し、環境を整える。
- ・園児に対する健康教育
 

自分の身体をもっとよく知る上で、看護師、栄養士が専門的な立場から子どもたちに分かりやすく指導する。

## 保護者との連携

- ・せいちょうのきろくを各園児に発行し、その成長の健康記録についての情報を保護者と共有し、これから保育の進め方に役立てる。
- ・保健だよりを発行し、健康についてのトピックスなど園全体で共有するとともに、感染症報告や事故・怪我の報告など都度必要なことを保護者に伝え、職員の中でも共有する。
- ・生活リズムを整え、睡眠、食事、身体づくりを家庭と連携を取りながら進める。

## その他

- ・汚染物の消毒及び処理方法を統一し、感染経路を絶ち、二次感染を防ぐ。
- ・保育園で園児が病院に行く必要が生じた場合は、保護者に連絡して医療機関等判断し、適切に対処する。可能な場合は保護者にも来ていただく。診察結果も共有する。
- ・職員間でアレルギー対応、嘔吐処理など保健指導を行い、対応を共有する。

#### \*特別配慮が必要な子への対応

- ・熱性けいれん、喘息、アレルギー、脱臼等のある子どもについては、全職員が情報を共有し、園児の体調の変化を瞬時に把握し、対応できるようにする。
- ・アレルギー児の様子に異変を感じたら、看護師にすぐに伝え、適切な処置をするとともに保護者にも連絡する。短時間で完治することではなく、忍耐強い治療、援助が必要になってくるため、保護者と協力して園児の保育にあたる。

○保健指導（爪の長さ、肌着は木綿、衣類・布団・入浴で温め過ぎない）

○アレルゲンの除去（ハウスダスト等）

○精神的な援助（痒みによるいらいら、集中力低下）

○スキンケア（入浴・シャワーによる皮膚清潔、皮膚保湿、皮膚への刺激を少なくするための口周り、手の清潔保持）

#### \*医療機関との連携の取り組み

- ・園医と常に連絡が取れるようにし、園で病気が流行っている場合、すぐに対処法など指示を受ける。また、近隣の幼保小の情報も得る。
- ・感染症情報などネットを張り、いま、何が流行っているかなど知っておく。同時に保護者にも情報を知らせる。
- ・近隣の医療機関（内科、歯科、外科、脳神経科等）の住所、電話番号、受診可能な曜日など把握しておく。

#### 〈子どもたちの健康を守るために〉

- ・子どもたちが快適に過ごせるように保護者との連絡を密にし、看護師、保育士がその日の子どもの健康状態を確認する。  
(朝の受け入れを大切にし、子どもの状況を目、耳、肌で感じる意識を持つ)
- ・子どもたちの健康について保護者とできるだけ、話し合う機会を持つ場を作る。
- ・体調に合わせ、子どもたちが快適に過ごせるように心掛ける。
- ・ケガや健康に関する情報を保護者へ漏れがないように伝える。
- ・季節に応じ、室内温度の調節・換気・湿度などを心がけ快適に過ごせるようにする。
- ・食前や戸外遊び後の手洗い、うがいを励行する。また、看護師による歯磨き指導を受ける。

#### 職員の健康管理について

労働安全衛生法に基づく職員の健康管理を徹底する。

- ・採用時健康診断書の提出をする。
- ・健康診断は年に1回受ける。

## (8) 給食について

- ・保育園の給食は保育及び子どもたちの生活の重要な一部であり、乳幼児の成長発育と健康保持増進のために必要な栄養を提供すると共に、給食を通して望ましい食習慣や栄養・衛生の知識を身につけさせる。また、乳幼児の家庭や地域社会の食生活の改善、向上にも重要な役割を果たすなど、乳幼児の育成を図るために極めて重要な意味をもっている。
- ・乳幼児の食生活はその後の食生活の基礎となるものであり、規則正しい食生活を身につけ、食文化を伝える観点からも大切である。
- ・保育園の給食は年齢、身体発育等によるきめ細やかな給食を提供する。また、アレルギー児には、生活管理指導に基づき、安全な給食を提供する。
- ・予定献立表は材料発注の根拠とともに、保護者への関心を喚起し、各家庭での食生活改善意欲の向上等に役立てるためにハグモノートにより掲載をする。

### 1) 発育に合わせた配慮食

#### 栄養的配慮

- ・栄養摂取基準の確保と家庭の食生活の欠落を考慮し、不足栄養素を充足する。
- ・栄養摂取基準値については、実質摂取量、入所人員構成、生活活動強度等を考慮する。
- ・適正な栄養比率を保持する。
- ・子どもの発育段階に応じた献立とする。
- ・個人差が大きいので個別対応を基本とする。

#### 献立・食品選択上の配慮

- ・調理後2時間以内に喫食をするようにする。
- ・季節の食材を活用する。(季節感のある食品を活用する)
- ・栄養素のバランスをとるため、多くの食品を組み合わせる。
- ・子どもの発育に応じた消化の良い献立・食品の硬さ・大きさを工夫する。
- ・衛生上危険性の高い食品は避ける。
- ・咀嚼力を育てる献立、食品工夫をする。

#### 嗜好上の配慮

- ・子どもの嗜好を尊重する。
- ・食材の切り方・調理法に配慮する。(偏食の指導)
- ・味付けは素材の味を大切にし、薄味にするように心がける。
- ・出来上がった料理の盛り付け、適温給食に心がける。

#### ① 授乳（おおむね5ヶ月～1歳）

- ・授乳は園児との信頼関係を深める時と認識し、ゆったりとした雰囲気で行う。
- ・乳幼児の食事は生涯の健康にも関係し、順調な発育・発達に欠かせない重要なものであり、一人ひとりの子どもに応じた考慮をする必要がある。

- ・調乳は手を清潔に洗った後、消毒した哺乳瓶・乳首を用い、一人ひとりの子どもに応じた分量で行う。
- ・授乳は必ず抱いて子どもの楽な姿勢で行う。哺乳後は必ず排気させ、吐乳を防ぐ。また授乳後もその他の状態に考慮する。

② 離乳食（おおむね5ヶ月～1歳）

- ・離乳食は月齢に従って段階的に進めていくことが望ましい。献立表の中からその量と硬さ、調理形態を変化させ、発育に見合った離乳食を提供する。
- ・離乳食は保育士・栄養士・看護師・保護者が一体となって行う。
- ・保護者には保育園の離乳食を説明するため、入園面接の時に保育士・栄養士・看護師と一緒に面接を行い、連携が取れるようにする。
- ・個別の離乳食食材チェック表で、家庭との連携を基にした発達発育に応じた離乳食を提供できるようにする。
- ・園で提供している離乳食については、ハグモノートにより写真にて掲載し、保護者の離乳食への理解を深めている。

③ 乳幼児食（おおむね1歳～6歳）

- ・給食を友だちとおいしく楽しく食べることで、明るい人間関係を築けるようにする。
- ・子どもたちの年齢や活動に合わせて適温給食を提供できるよう、食缶による提供・配膳時間を考えている。（完全給食の実施・保育士による配膳）
- ・子どもたちに食育指導として、給食の適量が自分で判断できるようにする。その日の食欲に合わせた食事量の配分ができるようにしている。
- ・食物を実際に栽培することにより植物を身近に感じ育てることで、食べ物に対する興味や食の大切さを感じられるようにする。（トマト・ピーマン・グリーンアスパラ・きゅうり等）
- ・食育指導にある食育年間指導計画表を作成する。
- ・家庭の中で教えることが難しくなった食文化や伝統を子どもたちに伝えていく。  
(豆まき・もちつき・いも堀り…季節の献立表あり。)

2) 健康状態に合わせた配慮食

- ・病後回復期の園児に対し、保護者と情報を共有し給食担当・保育士および看護師と連携を図る。
- ・それぞれの子どもの給食は状態等に応じ、医師の指示や協力の下、無理のないように食を提供する。
- ・離乳食の段階の園児には段階を下げ、その子に無理のないように食を提供する。

3) 衛生面への配慮

- ・衛生管理マニュアルを基に、食材・衛生面に万全を期す。
- ・調理従事者・給食の介助に入る職員に検便を毎月行う。
- ・手洗い・消毒の徹底
- ・定期的に健康診断を実施（全職員）
- ・健康状態のチェック

- ・食器は材質や形など安全性に配慮し、陶器等の食器を使い、安全性・衛生面を配慮し、旬のもの・季節感のある食材を使用する。

#### 4) 食品の衛生管理について（仕入れ）

- ・給食はおいしく、安心安全で、安定した食材の提供が出来る仕入れ業者を選定する。
- ・仕入れ業者は地域に還元するように、なるべく地元業者を使う。
- ・食材は当日納品・当日処理を原則とし、鮮度・品質・温度塘納品状態を充分に点検してから受け取る。
- ・社会的に問題が発生した食材に関しては直ぐに業者に確認し、安全を確認できたら利用者が不安にならないよう業者に証明書等を提出してもらい掲示する。

### （9）安全管理について

保育環境には保育士や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、さらには自然や社会事象などがある。そして人・物・場が相互に関連し合って子どもにひとつの環境状況を作り出す。こうした環境により、子どもの生活が安定し活動が豊かなものになるように計画的に環境を構成し、工夫して保育を行う。乳幼児は安全面・衛生面を自ら整え、自分の身を守り健康を維持・促進する能力がまだ、未熟ということを理解し大人（保護者・保育士）が環境を整えることが必要である。また、心身の成長・成熟に伴い、その能力の獲得のための指導も必要になってくる。園の施設・屋外遊技場は、子どもの活動が豊かに展開されるようにふさわしい広さを保ち、遊具・用具・その他さまざまな素材を整え、それらが充分に活用されるように配慮する。施設では採光・換気・保温・保湿・清潔など、環境保健の向上に努め、特に危険防止と災害時における安全の確保について充分に配慮する。乳児会議・幼児会議・全体会議の中で話し合う場を設ける。保育園は子どもにとって家庭的な親しみとくつろぎの場になるとともに、いきいきと活動ができる場となるように配慮する。さらに自然や社会の事象への関心を高めるようにそれらを取り入れた環境構成を構築する。

#### （1）安全点検

##### ア 目的

事故防止のための安全対策として行い、事故の原因となる要素が潜在していることを予見し、適切な対策や対応をして未然に防ぐ。

##### イ 方法

- （ア）定期的に点検・記録する。
- （イ）点検後、必要に応じできる所から改善する。
- （ウ）職員会議等で、各クラスの安全及び衛生環境の不備と改善策の報告、設備・遊具の老朽化・破損状態の確認等をし、適切な処置を取る。
- （エ）子どもの発達に即した環境保護と、安全指導が行われるように、保育指導計画に明記する。

## (2) 事故防止

### ア 事故防止の考え方

- (ア) 子どもの発達を知り、常に子どもの視点に立って、子どもの表現や状態から病気や怪我の発見をする。
- (イ) 保護者との信頼関係を作り、子どもの体の状態や怪我について常に連絡し合うようにする。
- (ウ) 保護者は健康に留意し、気持ちに余裕を持つように努める。
- (エ) 緊急時の連絡先を把握しておき、連絡方法を確認しておく。
- (オ) 緊急時の対応について全職員が学習しておく。
  - a 独江消防署による救急法の講習会を年1回は実施する。
  - b 救急用品を常に整備する。特に有効期限には気をつける。
  - c 救急用品の使用方法を学習しておく。
  - d 園で起こった事故の検討・点検・処置の方法の確認。
  - e 他の園からの情報も収集するように努める。

### (カ) 日常的な健康チェック

本人の健康に関するものは、家で起きた事故や怪我も記録しておく。

### (キ) 環境・遊具の点検

- a 遊び始める前に、環境や遊具の危険箇所を確認する。  
(特に乳児クラスでは誤飲・転落が多いという事を踏まえ、段差をなくす工夫や口に入る大きさ)
  - b 環境安全点検を定期的に実施し記録する。
- (ク) 小さな事故でも、なぜ起きたのか、それを防ぐにはどうしたらよいかということを検討し、原因をはっきりさせ職員に徹底する。
- (ケ) 同じ事故を繰り返さないようにする。

事故記録及び経過記録をとり、事故の状況を客観的に把握すると共に原因を明らかにして保育内容や環境についての改善点を検討し、同じ事故を防止する。

### (コ) 事故が起こった場合の法的責任の知識を持つこと。

### イ 安全管理と安全教育

日常の様々な場面で年齢に合った方法で、教育・指導を行っていく。

## (10) 虐待防止について

### 《捉え方》

児童虐待は子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えると共に、子どもに対する最も重大な権利侵害です。児童虐待の対応に際しては、常にこのような認識に立ち、「子どもの権利擁護」を図るように努めることが大切です。

## 《児童虐待の定義・種類》

### \*身体的虐待\*

殴る、蹴る、投げ飛ばす、熱湯をかける、首を絞める。溺れさせる。逆さ吊りにする、激しく揺さぶる、戸外に閉めだす、異物を飲ませる、一室に拘束するなどがある。

### \*心理的虐待\*

言葉による脅かし、脅迫、子どもを無視する、拒否的な態度をする、子どもの自尊心を傷つける、差別的な扱いをするなどがある。また、配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言などがある。

### \*ネグレクト\*

重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま外出する、子どもの意思に反して登校させない、子どもにとって必要な情緒的な欲求に応えていない、食事、衣類、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心、怠慢などや祖父母やきょうだい、同居人などが虐待を行っているにも関わらず、それを放置するなどがある。

### \*性的虐待\*

子どもへの性交、性的行為や子どもの性器を触る。または子どもに性器を触らせるなどの行為（教唆を含む）や子どもに性器や性交をみせる。または子どもをポルノグラフィーの被写体などにするなどがある。

## 《虐待が子どもに与える影響・・・心理的影響から》

### ◆対人関係の障害

他人を信頼し、愛着関係を形成することが困難となり、対人的に不安定な愛着関係となり、両価的な矛盾した態度をとったり、無差別的に薄い愛着行動をとる場合がある。

### ◆低い自己評価

自分が悪いから虐待される、自分は愛情を受ける価値がない存在であるなどと感じたり、自己に対する評価が低下し、自己肯定感をもてない状態になる場合がある。

### ◆行動コントロールの問題

暴力を受けた子どもは暴力で問題を解決することを学ぶため、攻撃的、衝動的な行動をとったり、欲求のままに行動する場合がある。

### ◆多動

虐待的な環境で養育されることは、子どもを刺激に対して、過敏にさせることがあるため、落ち着きのない行動をとるようになることもある。注意欠如多動性障害（ADHD）に似た症状を示すことがある。

### ◆心的外傷後ストレス障害（PTSD）

虐待により受けた心の傷は適切な治療を受けないまま放置されると、将来にわたり PTSD として残り、問題行動として出現する場合がある。

### ◆偽性壘性

大人の顔色を見ながら生活していることから、先取りした行動をとることがあります。また、精神的不安定な保護者にかかり、役割を果たしている生活から大人びた行動をとることもある。

### ◆精神的症状

反復性のトラウマにより記憶障害や意識がもうろうとした状態、離人感情の精神的に病的な症状を示

すとこがある。また、強い防衛機制として乖離が発現する場合がある。

## 《虐待対応の基本》

### ★児童虐待の早期発見★

児童の福祉に業務上関係のある団体及び児童の福祉に職務上関係のあるものは、  
児童虐待の早期発見に努めなければならない。

(児童虐待の防止等に関する法律 第5条第項)

### ★児童虐待に係る通告★

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、市町村、指導相談所  
に通告する義務があります。

(児童虐待の防止等に関する法律 第6条第1項)

#### 狛江市の場合



### 迅速な通告

虐待を疑ったときは、子どもの安全を守る観点から対応することが大切である。「もしかしたら虐待が  
もしれない」と思ったときは、速やかに通告するようにする。

### 虐待の判断は不要

虐待であるかどうかの判断は、通告を受けた市や児童相談所がする。調査の結果、虐待ではなかった  
としても通告者を責めることはない。虐待を疑った場合でも、躊躇なく通告する。

### 記録の重要性

子どもが傷やあざを負っている場合は、その部位や大きさ、色、数の詳細を記録することが大切です。  
(フォーマットあり)子どもの表情、態度などを聞き取った内容も記録する。その際は、事実だけを  
記録する。憶測や推測した内容については、そのことを明確にする必要がある。

### 看護師を有効活用

軽度の傷やアザでも、看護師に処置をしてもらい、そのことを親に伝えることも注意喚起の一環にな  
ります。その対応をすることで子どもと話す機会にもなり、親へ確認できる機会にもなる。

## (11) 家庭との連携について

子どもたちの健全な成長を図るには、保育園だけでなく保護者と協力して子どもたちに寄り添う必要がある。保護者とよりよい関係を築きながら子どもの育ちと子育てを支える支援を行っていく。そのためには保護者からの信頼を得ることが重要で、子育てのパートナーとして信頼関係が築けるかを大きな課題としている。また、保護者に良質な保育の提供を行う必要があり、確かな情報の提供・保育内容の説明という意味で、第三者評価結果の公表、ホームページ等の案内により、明確な説明を行うことが必要だと考える。保護者との信頼関係が築けるかどうかは、子どもたちの情緒の安定に大きな影響を与えることになる。保育園と保護者の関係は車の両輪のような関係を築けるようにする。

### 1) 説明会・懇談会・アンケート配布

- ・1年間の保育園の方針・クラス方針は常に園だより等で公開し、また、保護者会、懇談会とうでも説明する。
- ・保育懇談会を開く。
- ・年2回保育懇談会を開き、保護者からの意見・ニーズ・要望を吸い上げられるような体制作りをする。
- ・行事等の後、また、1年に一度は園の運営・保育等のアンケートをお願いし、今後のよりよい保育、運営に繋げていく。

### 2) 日常的な連携

- ・保育園での様子やクラスでの様子は、連絡帳・園だより・クラスだよりで知らせる。その他健康面では保健だよりにより知らせ、感染症が流行っている場合は、保健室前のボートで詳細をアナウンスする。また、給食関係は給食だより・献立表をハグモノートにて、お知らせをする。
- ・連絡帳（0～1歳児は毎日、2～5歳児は保護者の希望や必要に応じ）は、ハグモノートを使い、保護者との直接個別の連絡ができるようにする。
- ・子どもの発達・健康・生活状況などについては登降園時に状況をお知らせし、連絡帳、また個人面談を行い、保護者と緊密に連絡を取り合う。
- ・いつでも保護者からの相談に応じられる体制を作り、子育ての不安や悩みを話せるような雰囲気を作り、時には積極的にこちらから働きかけ、保護者からの相談に応じられる態度をとる。保護者の顔にいつもと様子が違う余裕がなかったり、子どもとの関わり方が違うと感じられたときに声かけなどをする。
- ・保護者同士が自由な意見交換や相互援助を話し合えるように、保護者同士の良好な関係を作っていくことも必要である。職員のローテーションや保護者の勤務形態を考え、また一人ひとりの子どもの家庭状況などについて、どの職員も共通理解をし、どの保護者とも良好なコミュニケーションがとれるように努めていく。

### 3) 個人面談・保育参観

- ・個人面談・保育参加・園見学は、計画を作成する。園だよりを通して保護者へ周知する。

- ・保育懇談会は年間行事予定で知らせる。すべての行事等は早めに告知をする。

#### 4) 行事

- ・行事は日常保育の延長線と捉え、子どもたちの日常の保育と成長を見てもらう。
- ・保育園の行事や懇談会など、保護者が参加しやすいように設定し参加するように働きかける。

### (12) 苦情対応について（第三者委員等）

保育施設は個々に異なる家庭環境の方々が利用される。保育ニーズも多種多様だが、それぞれが利用しやすい施設運営を行うことが重要と考える。保護者、保育園が円滑な関係を築くため、「苦情解決」への取り組みが法制化する事になった。そこで、利用者の声が率直に保育所に届き、利用しやすい施設になるためにはいかなる問題に対しても誠意をもって対応する事、保護者に対して説明責任を果たす事で保護者との信頼関係に繋がるものと考える。保護者と園の信頼関係がしっかりする事で問題解決への取り組みが次元の高いものとなり、ひいては子どもたちの情緒も安定した園生活が出来るものと考える。

#### ＜取り組み方法＞

- ・苦情対応システムについて、保護者が閲覧しやすい場所に掲示すると共に意見箱を設置する。

#### (1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が隨時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできる。

#### (2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告する。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知する。

#### (3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努める。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができる。なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行うこととする。

- ①第三者委員による苦情内容の確認
- ②第三者委員による解決案の調整、助言

#### (4) 話し合いの結果や改善事項等の確認

保護者からの意見を収集しやすくするため、アンケート・園との懇談会を定期的に開催し、保護者のニーズを探り保育園の理念、方針、目標等運営状況を話し、特にクラス運営は保護者ニーズに合致しているか確認し合う。保護者それぞれが異なった価値観・想いがあるので、それらを考慮しながらまず受容し、解決に努める事が重要と考える。したがって保育に関わるものは日々、社会の動向に目を向けると共に幅広い見識と専門性をより研鑽し、保護者をはじめ地域の方々に対応する事が重要と考える。